

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社久米設計

住所：東京都江東区潮見2丁目1番22号

2. 指名停止措置期間 自 令和6年1月10日 1ヶ月
至 令和6年2月9日

3. 事実概要

株式会社久米設計の九州支社長は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第8号ロに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号ロ>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	イ 2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	ロ 1ヵ月以上12ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564